# 環境アセスメントの国際的潮流と と JBIC環境ガイドライン

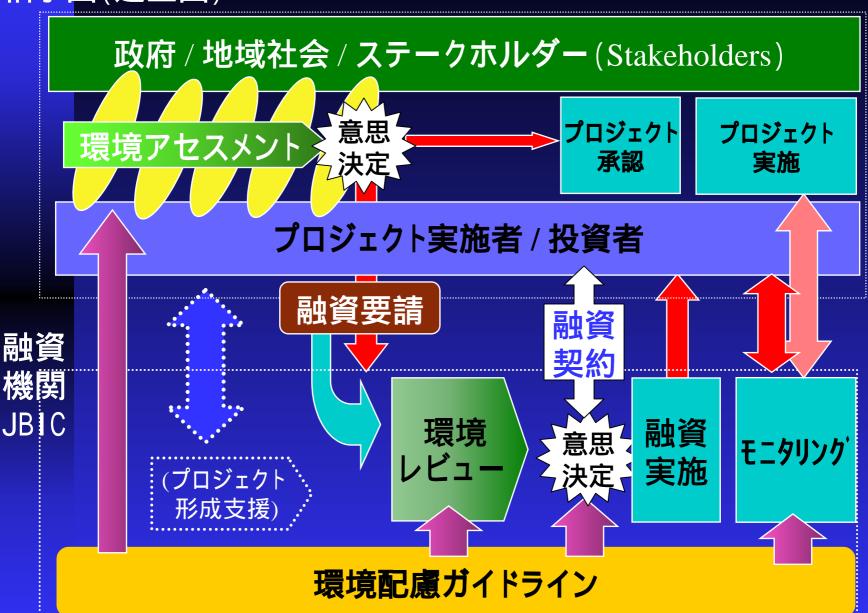
- 海外事業の環境配慮を中心として -

2001.9.19

大村 卓

前環境省地球環境局環境協力室

### 相手国(途上国)



### 海外事業の環境アセスメントの国際動向

1992: UNCED(持続可能な開発)

1985:OECD勧告

1990'~:OECI 1995:米輸銀GL導入

各種テーマ別GL発行

1999:世銀GL改訂

1998: 世銀PPAH策定

1989: OECFガイドライン(1)

1995: OECFガイドライン(2)

1999: JEXIMガイドライン

本研究会の活動

1999:国内アセス法

持続可能な社会に資する銀行を考える会

1999: JBIC発足 2001: 情報公開法 •SEA

- •レンダーズライアビリティ
- •地球環境問題への対応
  - •参加型開発 など

統合したJBIC環境配慮 がイドラインの作成

#### ・民間資金がODAを凌駕



### 環境アセスメントの国際的潮流のポイント

- ■より早い段階での環境配慮
  - ◆計画への柔軟性
- より広いスコープ
  - ◆ 地球環境、社会、人権、ジェンダー等
- ■より広い、「意味ある」参加
- ■より早期の、幅広い情報の公開
- モニタリングとフォローアップの強化
  - ◆問題は事前に全ては避けきれない
  - ◆特に、社会・人間・生態系...
- 法制化: 明示的要求、説明責任

### 環境アセスメントの重要8指針 「アセスは進化するプロセスである」

- participation
- transparency
- certainty
- accountability
- credibility
- cost-effectiveness
- flexibility
- practicality

参加

透明性

確実性

説明責任

信頼性

費用対効果

柔軟性

実用性

## より早い段階での環境配慮

#### 事業が満たすべき環境社会配慮要件を明示

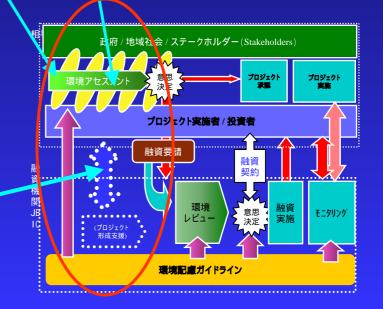
- •地域社会における合意、
- •環境影響の回避・最小化
- •環境管理計画等の策定
- •非自発的移住等の回避・最小化、
- やむを得ない場合の補償・支援 など

#### 環境アセスメントの要件を明確化

- ・当該国での正式手続き終了
- •地域の人々が理解できる言語と様式
- •相手国における公開、入手可能
- •十分な情報公開、地域住民等との協議
- ・JBICが報告書を公開してよいこと など

### (案件形成に関わる場合)

環境配慮を支援



# より広いスコープ(検討範囲)

- ◆「大気、水、土壌、<u>廃棄物、事故、水利用</u>、生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項(非自発的移住、<u>先住民族、</u>文化遺産、景観、<u>ジェンダー、子供の権利、HIV/AIDS等の感染症</u>)、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる」
- ◆「直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考える範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む」
- ◆「環境レビューにおいては、事業に関する、あるいは事業をとりまくガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する」

# より広い、「意味ある」参加

(方針)透明性とアカウンタビリティのあるプロセス、全てのステークホルダーの参加が重要

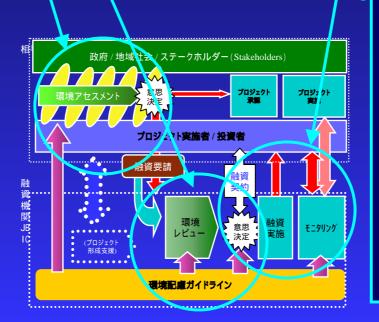
#### 相手国内での事業形成

- ・情報が十分公開された上で、ステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果が事業内容に反映されていなければならない
- 社会的弱者の意思決定プロセスへのアクセスの配慮
- ・先住民の合意



#### 銀行の意思決定

- ・JBICは、関係機関、NGO、地域住民、その他の人々からの情報を歓迎する/意見を求めることがある
- •(これを可能にするため、情報を公開)



#### 事業実施時

- ・第三者等から、銀行に指摘があった場合:借入人等に適切な対応を促す。
- ・事業者の対応においては透明でアカウンタブルなプロセスが重要(ステークホルダーの参加による対策の協議の場。問題解決手順の合意)

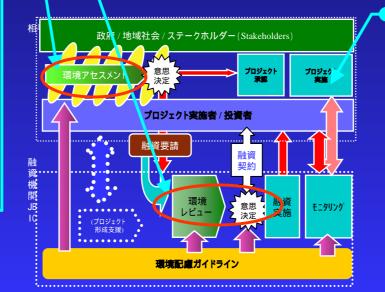
## より早期の、幅広い情報の公開

# 事業者等の情報公開(環境アセスメント作成時)

・環境アセスメント報告書の作成にあたり、事前に十分な情報が公開された上で…協議、合意形成・スコーピング時とドラフト作成時期には協議が行われていることが望ましい。

#### JBICの環境レビュー中

- ・第三者から情報提供が早期に行われることを 促進し、環境レビューのアカウンタビリティ及び 透明性を確保するため、情報を公開
  - 1)カテゴリ分類終了時(事業概要等)
  - 2)環境アセスメント報告書等受領時
  - 3)融資契約締結後(環境レビュー結果)



#### <u>事業者モニタリング</u>

モニタリング結果は 地域住民等ステーク ホルダーに公開して いることが望ましい。

## モニタリングとフォローアップ

予測困難な事態、緩和策の実施状況等の把握、その結果に基づく適切な対策が重要

プロジェクト現場



■ 事業者モニタリングが必要な場合は、予め 事業計画での位置づけ、実行可能性をレ ビューで確認

借入人等



**JBIC** 

- 事業者等からの報告に環境社会面を記載
- 銀行によるモニタリングが重要な場合は借入人等と銀行で方法を予め合意し、融資条件とする
- 第三者から具体的指摘があった場合、借入 人等に伝達し、適切な対応を促す
- 銀行は、調査/対応の要求/融資の停止等の措置の検討もあり得る

### 意思決定、融資契約等への反映

- JBICは環境レビューの結果を、融資等の意思決定に反映する。
- 環境社会配慮が適切でないために、環境・社会に望ましくない影響を与えると考える場合、融資等を行わないと意思決定することもあり うる。

### (融資後、どうやって環境社会配慮を確保するか?)

- 環境社会配慮を確実に借入人や事業実施者等が実施するために必要な場合、融資契約あるいはこれに付随する文書に環境社会配慮上の条件を明記する
  - ◆ (例) \*借入人等が行う環境保全対策・モニタリング
    - \*JBICへの報告、問題発生時の解決方法
    - \*借入人以外のとの取り決め
    - \*ガイドラインの要求を満たしていない、正しい情報の提供がなされなかった場合など、融資の停止あるいは破棄がありうること

# 金融仲介者(FI)案件への対応

- FI案件とは、
  - ◆ 1) JBICが金融仲介者(FI) に融資し、
  - ◆ 2)FIが実際のプロジェクトを選び、審査 し、貸し付ける。
    - ◆JBIC <u>FI</u> プロジェクト
- ■ガイドライン案では、
  - ◆JBICの環境ガイドラインに準じて、FIが 環境配慮できる能力、意思等があるか どうかを審査することとした。